



対馬市 第2期自殺対策計画

令和7年3月
長崎県 対馬市

(目次)

第1章 計画策定の趣旨等	2
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 数値目標	4
第2章 対馬市の自殺の現状	5
1 統計資料から見る現状	5
第3章 計画の基本方針	11
1 基本方針	11
2 施策の体系	13
第4章 取組の内容	14
1 基本施策	14
(1) 地域におけるネットワークの強化	14
(2) 自殺対策を支える人材の育成	15
(3) 市民への啓発と周知	15
(4) 生きることの促進要因への支援	16
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	18
2 重点施策	19
(1) 勤務問題に関わる自殺対策の推進	19
(2) 生活困窮者に向けた自殺対策の推進	19
(3) 高齢者に向けた自殺対策の推進	21
第5章 自殺対策の推進体制	23
1 自殺対策のネットワークづくり	23
2 計画の進捗管理	23
3 庁内の推進体制	23
■関連機関等の事業	24
■相談窓口一覧	25

第 1 章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺対策は、平成 18（2006）年に自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）が制定されて以降大きく前進しました。「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は平成 21（2009）年から令和元（2019）年に減少するなど、一定の成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、令和 2（2020）年には 11 年ぶりに前年を上回りました。我が国の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺による死亡率）は、依然として G 7 諸国の中で最も高く、自殺者数も毎年 2 万人を超える水準で推移していることから、非常事態は続いている状況です。

このような中、令和 4 年 10 月、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、地域自殺対策の強化などが示されました。

また、この新たな大綱で示された「子ども・若者の自殺対策」として全国で増加する子どもの自殺を防ぐため、令和 5 年 6 月 2 日「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられました。

本市では、令和 2 年 3 月に自殺対策を推進するための具体的な取組を定めた「対馬市自殺対策計画」を策定し、関係機関と連携を図りながら、全庁的な取組として自殺対策を推進してきました。

この計画が令和 6 年度で満了となることから、令和 4 年 10 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱の内容を反映させるなどの見直しを行い、「第 2 期対馬市自殺対策計画」として策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

- 本計画は自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として定めたものです。
- 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第3条の規定に基づく市の状況に応じた施策を体系的に示す計画です。
- 国の自殺総合対策大綱（令和4年10月）が定める「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を誰もが受けられるよう、全事業の中から「生きる支援」に関連する事業、つまり既存の事業を最大限活かすための計画です。

自殺対策基本法（抜粋）

- 第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(2) 本市が策定する他の計画との関係

本計画は、本市における最上位計画である「第2次対馬市総合計画」の理念に基づいた分野別計画として位置づけられるものです。

自殺対策に関する「第3次健康つしま21計画」等の関連計画との整合性や調和が保たれることを前提に、本計画は策定しています。

(3) 本市におけるSDGs達成に関する位置付け

「SDGs」は、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市においても、SDGs達成に向けて、様々な取組みを進めています。

本計画の内容については、SDGsの17のゴールのうち、以下に示すゴールに繋がるものです。本市におけるSDGsの達成に向けて、本計画の取組みを推進します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年間とします。

また、国や県の施策と連動する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 数値目標

本市においては、令和 5 年の自殺者数が 3 人となり、基準年とした平成 29 年の 5 人と比べると 2 人減少しています。

令和 4 年 10 月に示された、国の新たな自殺総合対策大綱では、旧大綱の数値目標を継続し「令和 8 年までに自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を平成 27 年と比べて 30%以上減少させる」こととしています。

また、長崎県の「第 4 期長崎県自殺総合対策 5 カ年計画」では、数値目標を「令和 8 年までに県内の自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%減少する」こととしています。

本市では、前計画に引き続き、「誰も自殺に追い込まれることのない対馬市」を目指し、計画期間内において自殺者を 0 人とすることを目標とします。

本計画における目標値

年間自殺者数

令和 5 年：3 人  令和 9 年：0 人

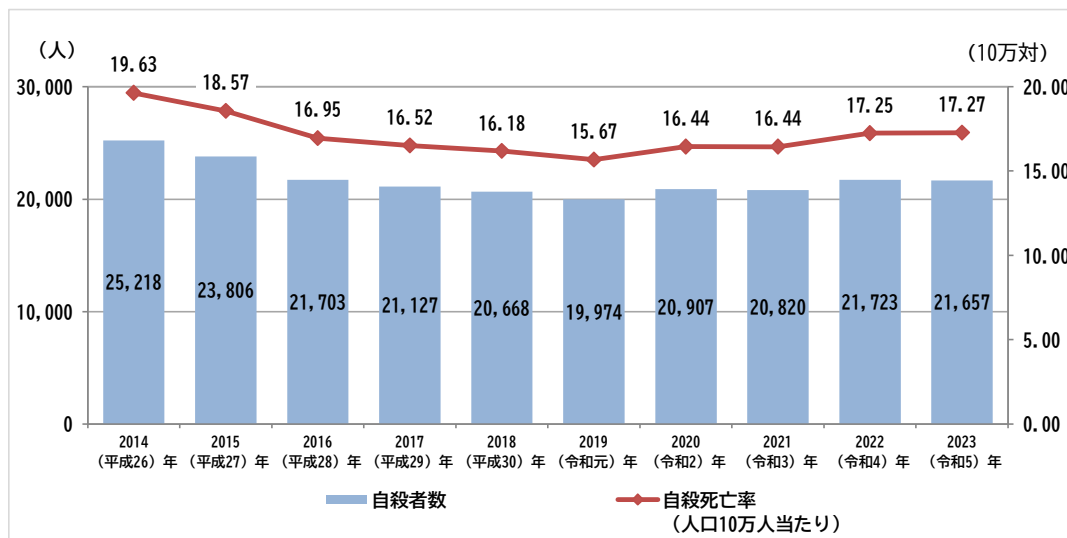
第2章 対馬市の自殺の現状

1 統計資料から見る現状

(1) 自殺者数の推移

①国の推移

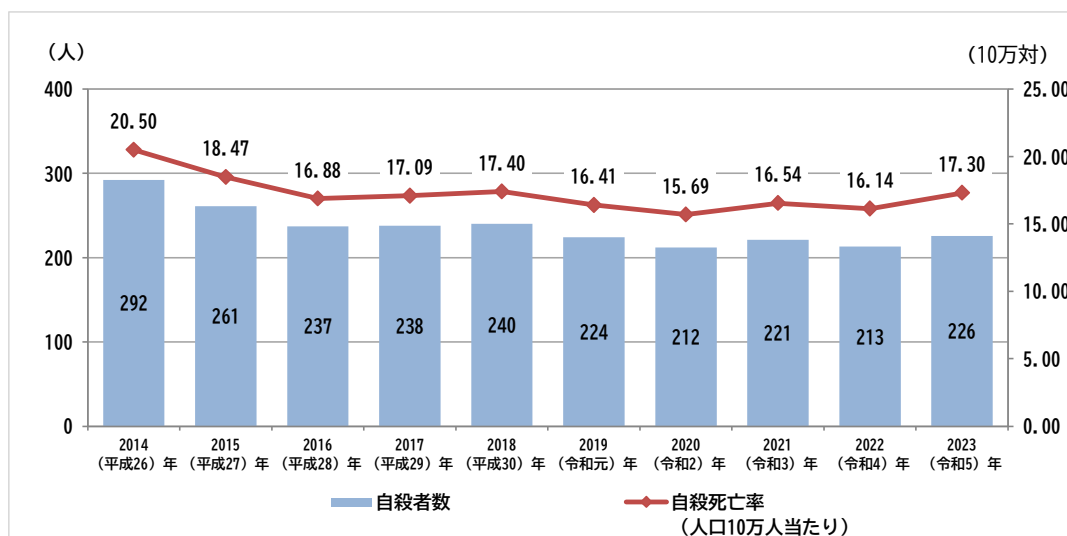
全国の自殺者数、自殺死亡率の推移をみると、令和元年までは減少傾向でしたが、近年は微増傾向となっています。



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

②長崎県の推移

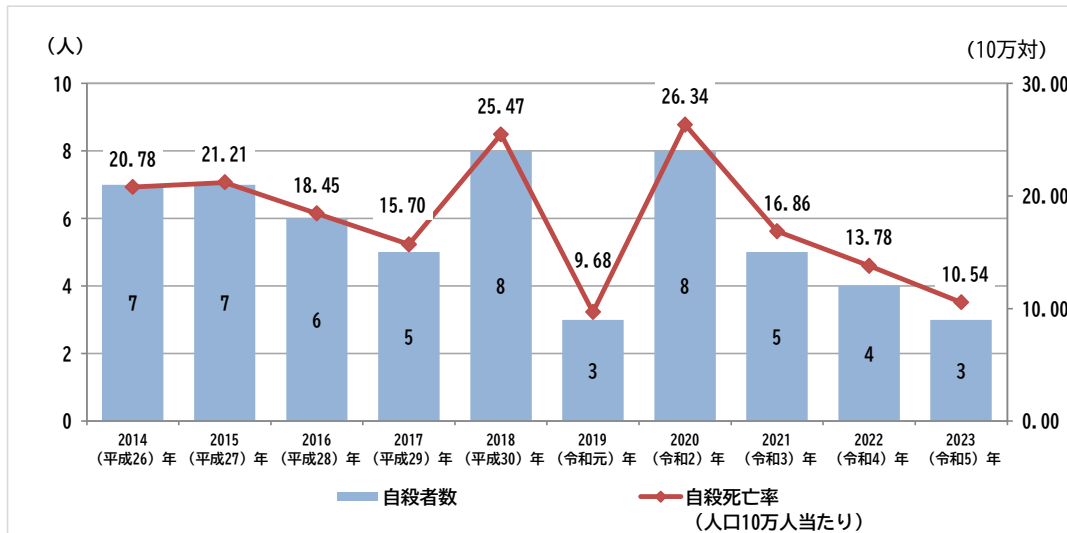
長崎県の自殺者数、自殺死亡率の推移をみると、減少傾向となっていましたが、令和5年は微増となっています。



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

③本市の推移

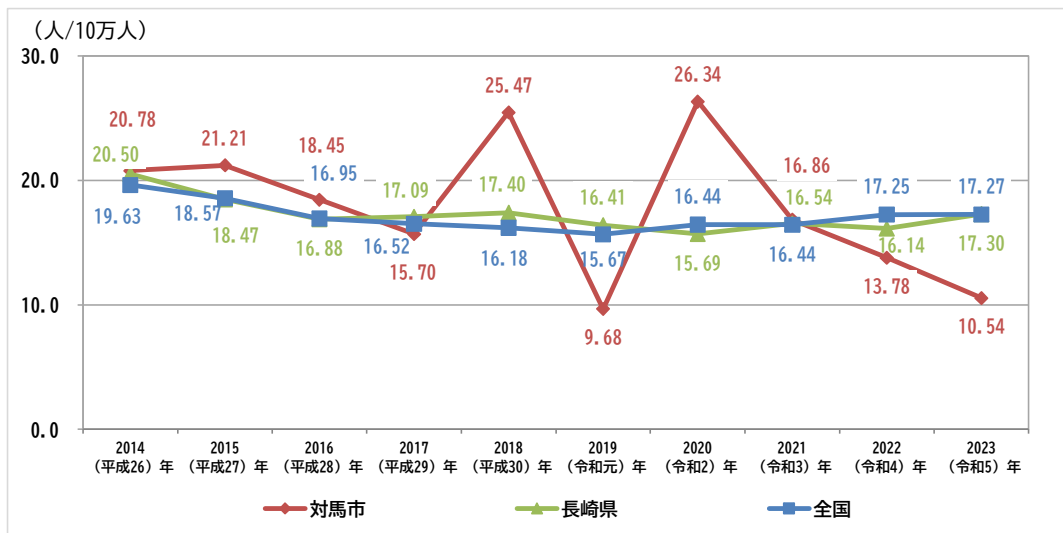
本市の自殺者数、自殺死亡率の推移をみると、平成 30 年、令和 2 年を除き、減少傾向となっており令和 5 年では自殺者数 3 人、自殺死亡率 10.54 となっています。



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

④自殺死亡率の推移

本市における自殺死亡率を国・県と比較すると、平成 28 年までは高い水準にありましたが、令和 4 年以降低い水準となっています。

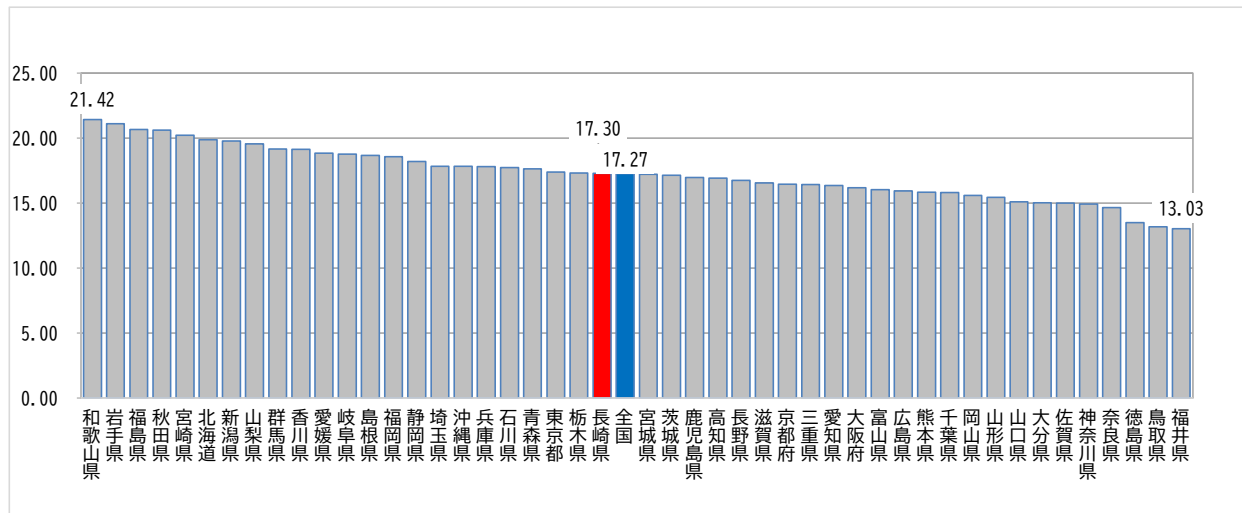


出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(2) 自殺死亡率の状況

①都道府県別の比較

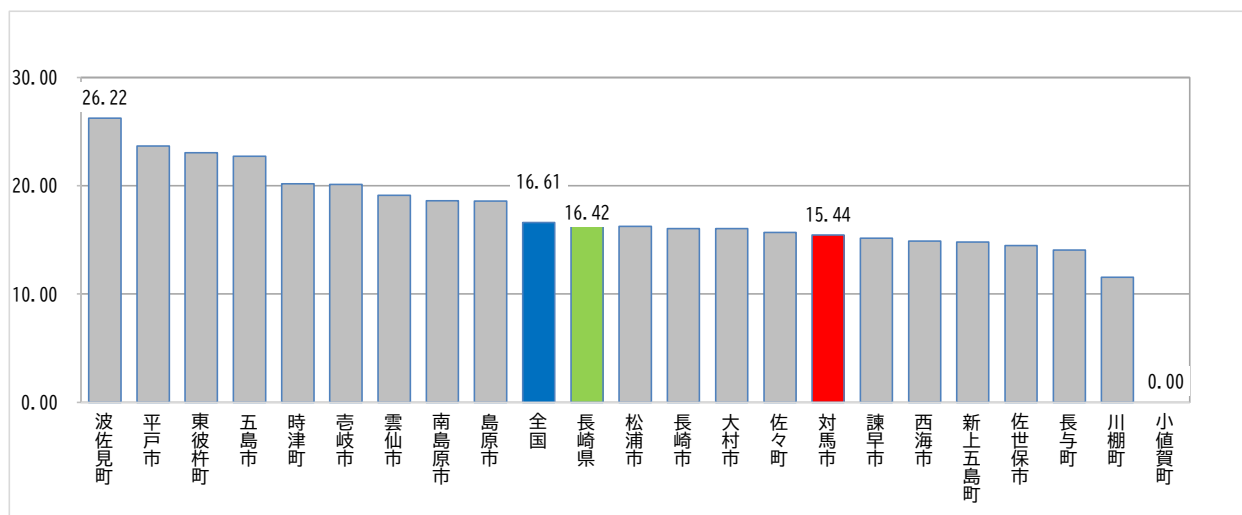
都道府県で比較すると、長崎県はほぼ全国と同等となっており、全国の中で中位となっています。



出典：令和5年 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

②市町村別の比較

近年（令和元年～令和5年）の自殺率の平均値を市町村別で比較すると、国・県より低くなっており、県内でも下位となっています。

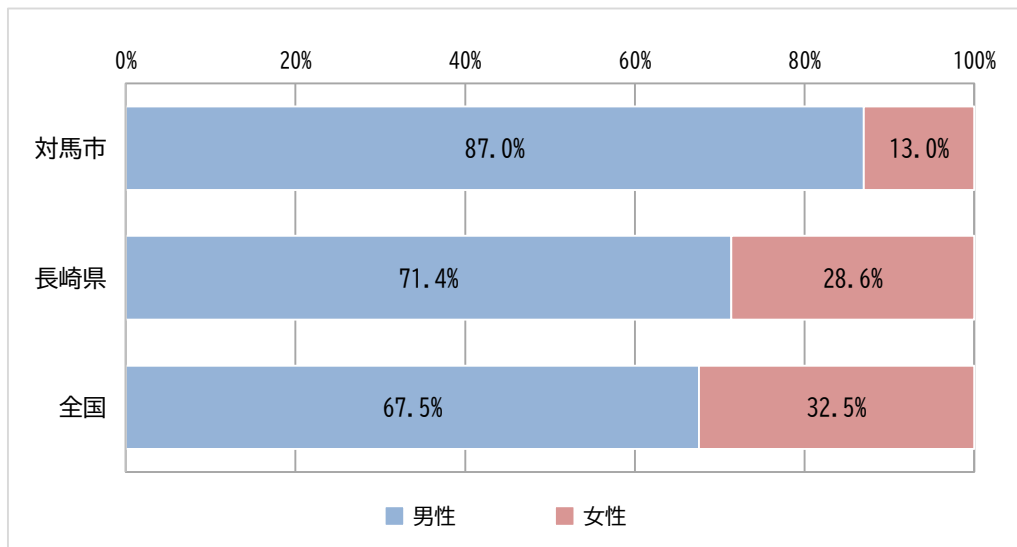


出典：令和元年～令和5年の平均値 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(3) 本市の自殺者の属性

①男女別自殺者の割合

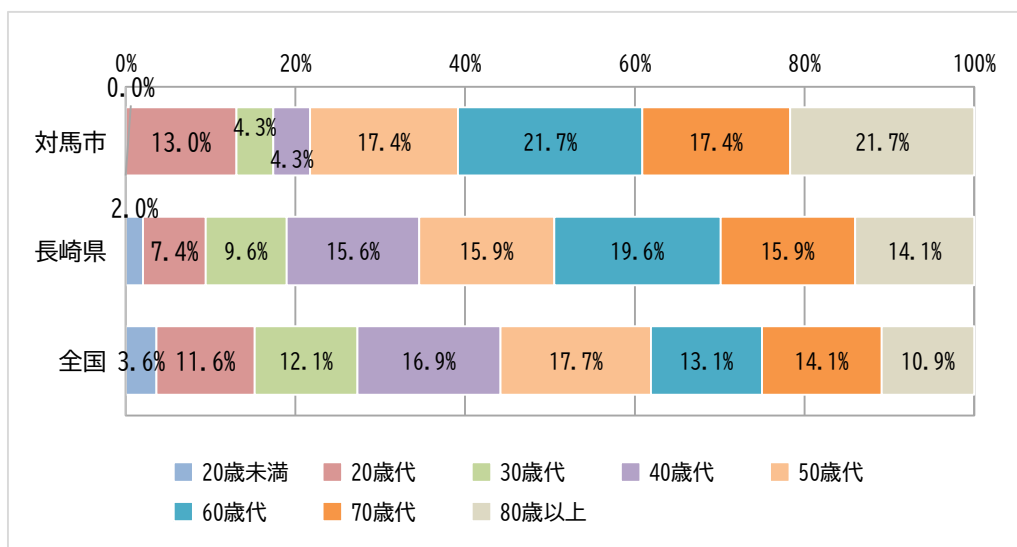
近年（令和元年～令和 5 年）の男女別自殺者の割合を見ると、男性が 87.0%、女性が 13.0%となっており、男性が 9 割近くとなっています。国・県と比較しても男性の割合が高くなっています。



出典：令和元年～令和 5 年の合計 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

②年代別自殺者の割合

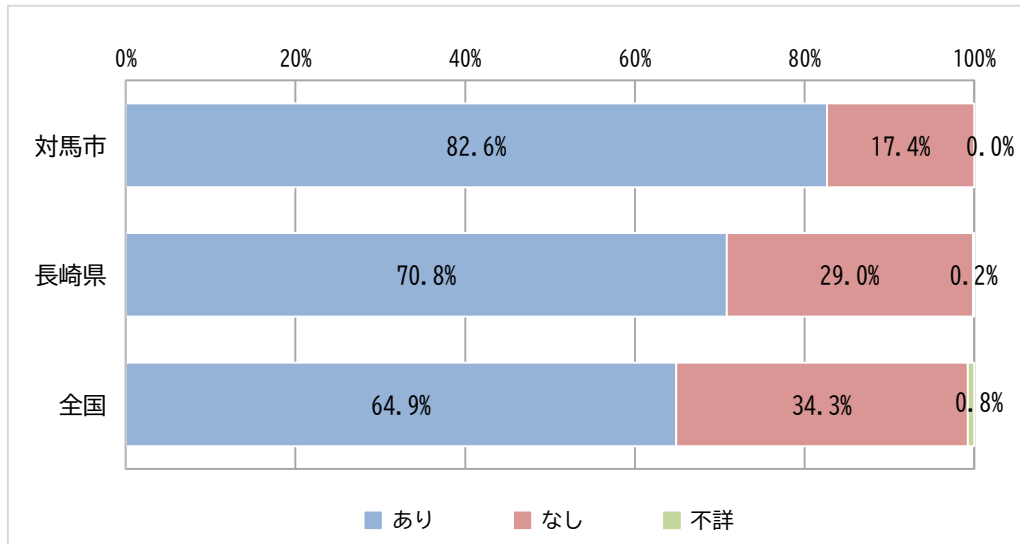
近年（令和元年～令和 5 年）の年代別自殺者の割合を見ると、60 歳代、80 歳以上（21.7%）が最も高くなっており、次いで 50 歳代、70 歳代（17.4%）となっています。国・県と比較すると、60 歳以上及び 20 歳代の割合が高くなっています。



出典：令和元年～令和 5 年の合計 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

③同居人の有無別

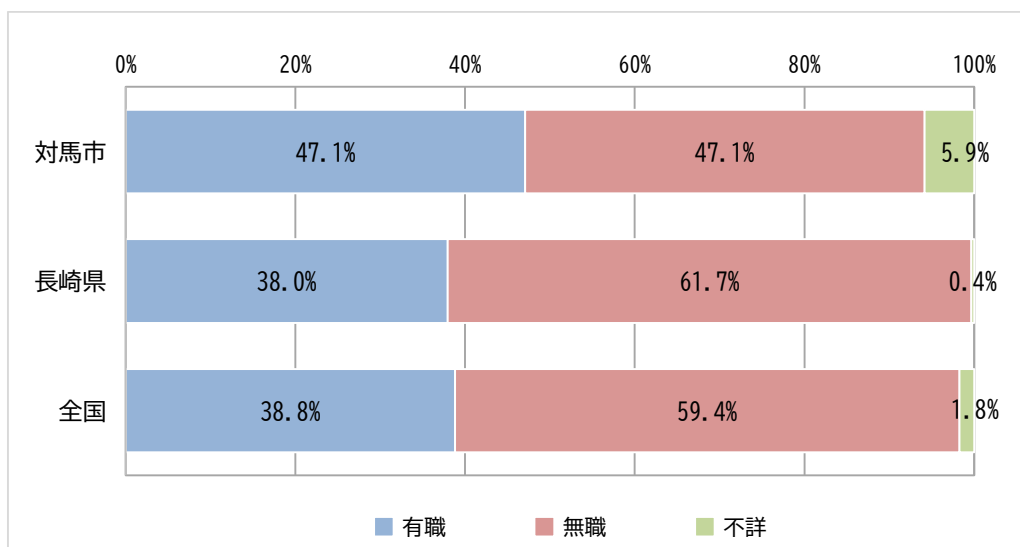
近年（令和元年～令和５年）の同居人の有無別自殺者の割合を見ると、同居人ありが82.6%、なしが17.4%となっており、同居人ありが8割を超えて高くなっています。国・県と比較すると、同居人ありの割合が高くなっています。



出典：令和元年～令和５年の合計 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

④就労の有無別

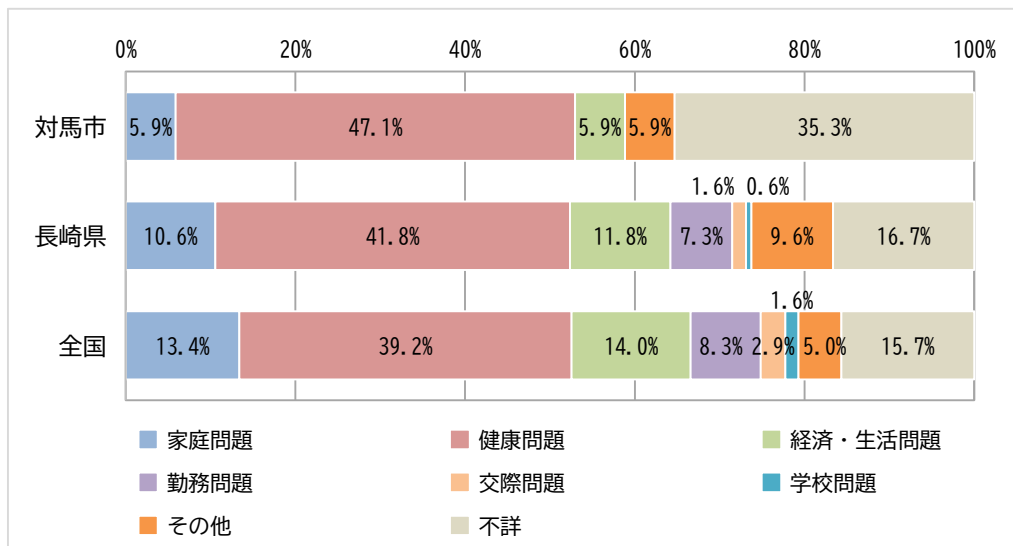
近年（令和元年～令和５年）の就労の有無別自殺者の割合を見ると、有職・無職共に47.1%となっています。国・県と比較すると、有職の割合が高く、無職の割合が低くなっています。



出典：令和元年～令和５年の合計 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

⑤原因・動機別

近年（令和元年～令和５年）の原因・動機別自殺者の割合を見ると、健康問題（47.1％）が最も高くなっており、次いで不詳（35.3％）となっています。国・県と比較すると、健康問題及び不詳の割合が高く、家庭問題、経済・生活問題及び勤務問題の割合が低くなっています。



出典：令和元年～令和５年の合計 地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

③主な自殺の特徴

本市における近年（令和元年～令和５年の合計）の自殺者の主な特徴として、60歳以上の男性が上位となっています。

上位３区分	自殺者数 ５年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路
１位：男性 60 歳以上 無職、家族と同居	7	30.4%	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ） ＋身体疾患→自殺
２位：男性 60 歳以上 有職、家族と同居	3	13.0%	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
３位：男性 60 歳以上 有職、独居	3	13.0%	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
３位：男性 60 歳以上 有職、独居	3	13.0%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み ＋仕事の失敗→うつ状態→自殺

第3章 計画の基本方針

1 基本方針

自殺総合対策大綱を踏まえ、本市では以下の6点を自殺対策における基本方針とします。

基本方針
1. 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する 2. 関連施策との連携により、総合的な対策として展開する 3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動を推進する 4. 実践的な取組と啓発的な取組を両輪として推進する 5. それぞれの主体の役割を明確にし、連携・協働を推進する 6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

(1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する「生きることの包括的な支援」として取り組む必要があります。

(2) 関連施策との連携により、総合的な対策として展開する

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援に当たる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする必要があります。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動を推進する

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象に、「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践的な取組と啓発的な取組を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、サインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

(5) それぞれの主体の役割を明確にし、連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や他の市町、関係団体、民間団体、企業、そして何より市民一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化した上で、連携・協働の仕組みを構築して取組を進めていくことが重要です。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺対策基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組むことが重要です。

2 施策の体系

本市の自殺対策は、国が定めた「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が取り組むことが望ましいとされている「基本施策」と、地域の自殺の実態を踏まえて取り組むことが望ましいとされている「重点施策」により構成されています。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「自殺未遂者等への支援の充実」「自死遺族等への支援の充実」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の6つの施策で構成され、地域で自殺対策を推進していく際の基盤となる取組です。

「重点施策」は、本市において自殺のハイリスク層である、「勤務・経営者」「生活困窮者」「高齢者」の3つの対象に焦点を絞り、それぞれ取組をまとめています。それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

【施策体系イメージ】

誰も自殺に追い込まれることのない対馬市

基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策

- (1) 勤務問題に関わる自殺対策の推進
- (2) 生活困窮者に対する取組の充実
- (3) 高齢者に向けた自殺対策の推進

※本計画では、基本施策(4)「生きることの促進要因への支援」に「自殺未遂者等への支援の充実」及び「自死遺族等への支援の充実」を包含し、取り組みを推進することとします。

第4章 取組の内容

1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。

「誰も自殺に追い込まれることのない対馬市」を実現するためには、市、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して、一体となって自殺対策を推進していくことが必要です。

地域で構築されているネットワーク等と自殺対策の連携を図るとともに、医療、福祉、教育、労働など様々な領域において、自殺対策のネットワークの強化に取り組みます。

取 組	内 容	担当課
対馬市地域自立支援協議会	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワークを構築し、地域の基盤を強化します。	福祉課
生活支援コーディネーター事業	地域における助け合いができる体制づくりを行うために、市内に生活支援コーディネーターを配置し、移動・外出支援、生活支援、居場所づくりをテーマとして高齢者が生活しやすい地域づくりを目指すとともに、高齢者サロンの自立促進やリーダーとなる人材の育成に努めます。	長寿介護課
対馬市見守りネットワーク	高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活するため、事業活動を通じて、地域社会全体で高齢者等を見守る体制を確保します。	長寿介護課
総合相談支援事業	高齢者に関するワンストップ窓口として相談を受け、介護保険サービスだけでなく関係機関のネットワークを活かしながら、高齢者個人のそれぞれの相談や課題にあわせ、地域ケア会議の開催等による詳細な地域の社会資源の把握、地域のネットワークづくりを行い、相談対応や課題解決の支援を行っていきます。	長寿介護課
地域ケア会議	地域包括支援センター主導のもと、地域ケア会議を必要に応じて開催し、個別ケースについて様々な専門機関（専門職種）の視点で意見を出し合い、支援の方向性を検討します。 また、そこから見えてきた地域課題を市の地域ケア推進会議に吸い上げ、地域課題の整理・地域づくり資源開発・政策の形成に基づいています。	長寿介護課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要です。

そのためには、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会を設けることが求められています。

自殺のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門の相談機関につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」を養成するなど、専門家や関係者のみならず、幅広く自殺対策を支える人材の育成を図ります。

取 組	内 容	担当課
ゲートキーパー研修	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を育成します。	福祉課

(3) 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」です。しかし、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい、自殺に対する誤った認識や偏見が存在するという現実があります。

危機に陥った人の心情や背景を理解するとともに、自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、社会全体の共通認識として、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということへの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、市民への啓発と周知を図ることが求められています。

また、地域のネットワークを強化して相談・支援体制を確保しても、市民が相談機関等の存在を知らなければ、適切な支援につなげることができず、自殺対策が十分に効果を果たすことができません。

様々な機会を通じて、広く市民に向けた啓発、相談機関・相談窓口に関する情報提供等の周知の強化に努めます。

取 組	内 容	担当課
相談窓口の周知	相談窓口一覧等を掲載したリーフレット等を配布し、市民への周知・啓発を図ります。	福祉課
広報誌等による情報発信	広報紙、ホームページ等で、自殺対策の啓発として、さまざまな情報を提供します。	福祉課
二十歳の方への 啓発リーフレットの配布	対馬人権擁護委員協議会から、人権尊重思想の普及高揚のための啓発リーフレットを、二十歳を祝う会の折に、二十歳の方に配布します。	総務課
各地域イベントでの 啓発リーフレットの配布	人権擁護委員が各地域イベントに出向き、人権尊重思想の普及高揚のための啓発リーフレットを参加者に配布します。	総務課 生涯学習課
C A T V等による情報発信	「休養・こころの健康」について、様々な媒体を活用して市民への周知を図ります。	健康増進課
健診やがん検診の実施と 受診勧奨	より多くの市民に健診・がん検診を受診していただけるよう、予約や受診に関する周知や、関係機関や団体等との連携促進を図るなど、効果的な受診勧奨を推進します。	健康増進課 南地区保健センター

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進していくことが重要です。

「生きることの促進要因」の増加につなげるため、居場所づくり、自殺未遂者等への支援、遺された人（自死遺族）に対する支援の推進に努めます。

取 組	内 容	担当課
地域活動支援センター	障がいのある方が地域社会で孤立しないように、創作的活動や生産活動の場を提供し、地域との交流の促進を図ります。	福祉課
教育支援センター みちしるべ	不登校、不登校傾向の児童生徒に対して、同じ悩みを持つ仲間との居場所を提供し、学習や体験活動を通して、学校適応、学校復帰等を目指した指導支援を行います。	学校教育課
シルバー人材センター	高齢者が知識や経験を活かし、地域社会に貢献することで生きがいを得られるよう活動の場づくりを支援するとともに、新たな会員の確保に努めます。	長寿介護課

取 組	内 容	担当課
健康相談	対象者を包括的に支援できるよう、関係各課や関係機関との連携を図り、保健師等によるこころやからだに関する相談支援を実施します。	健康増進課 南地区保健センター
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。	こども未来課
障害者相談支援	市の委託により、対馬市社会福祉協議会に配置された相談支援専門員が、障がいのある方や家族からの相談を受け、地域社会への移行へ向けて、適切なサービスの利用支援を行います。	福祉課
リーフレットの配布	自死遺族から相談があった際は、長崎県が作成したリーフレット「大切な人を自死でなくされた方へ」を配布し、こころの相談や自死遺族のつどいを案内します。	福祉課
対馬地区更生保護サポートセンターの活動	犯罪や非行をした人が社会から排除・孤立されることがないように、保護司と地域社会を結びつける保護司の活動拠点として開設し、保護司が交代で常駐して相談を受付けます。	総務課
対馬障害者就業・生活支援センター	障害者の就業面及び生活面における一体的な支援を行い、雇用の促進及び安定を図るため、受託法人がセンターを運営するための支援を行います。	福祉課
権利擁護事業	認知症や知的障害、精神障害など成年後見の申立を要すると判断される方の権利や財産を守るため、対馬市社会福祉協議会が運営する権利擁護センターと連携して支援を行います。	福祉課 長寿介護課

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の自殺の背景・原因となり得る様々な問題は、誰もが直面する可能性のある問題です。自殺の発生を防ぐためには、それらの問題への対処方法や支援先に関する情報を、より早期に身につけておくことが重要です。

児童生徒が社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）や命の大切さを実感できる教育、心の健康の保持に係る教育等の自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりに努めます。

取 組	内 容	担当課
人権教育の充実	児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて、創意工夫しながら、人権についての理解が深まるよう推進します。 また、教職員や市民を対象とした研修会を実施し、学校現場での人権教育への実践や児童生徒への指導・支援につなげます。	学校教育課 生涯学習課
子ども及びその保護者に向けた情報提供	いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう SOS の出し方教育を充実するとともに、タブレット端末を活用して相談先一覧を配布するなど、相談窓口のさらなる周知に努めます。	学校教育課
児童・生徒を対象としたアンケート調査の実施	児童・生徒に対して学校生活に関するアンケート調査を行い、それをもとに教育相談を実施するとともに、こころの健康状態や学級の状況を把握します。必要時には適切な支援につなげます。	学校教育課
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用	専門的知識を持つ相談員を活用し、不登校等のさまざまな問題を抱える児童・生徒及び保護者の相談に応じます。必要に応じて学校外の関係者とも連携し、問題の早期発見・早期解決に努めます。	学校教育課
24時間子供SOSダイヤル	市内の児童生徒に向けて、いじめ等の問題に悩む児童生徒や保護者等がいつでも相談できるように、長崎県教育委員会が実施する「24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）」をはじめとした各種相談窓口の周知に努めます。	学校教育課
子どもの人権SOSミニレター	学校におけるいじめや体罰、家庭等での暴行・虐待等の人権侵害について、子どもたちの悩みごとや救済を求める意思を受取るミニレターを小・中学校に配布し、投稿された子どもの人権問題の解決に努めます。	総務課

2 重点施策

(1) 勤務問題に関わる自殺対策の推進

本市の過去5年間（令和元年～令和5年）の自殺者23人のうち、有職者が12人で、自殺者全体の52.2%を占めています。

有職者の自殺の背景に、必ずしも勤務問題や経営問題があるとは言い切れません。しかし、職場での人間関係、長時間労働、転勤や異動等による環境の変化、経営状態の悪化等の勤務上・経営上の問題が少なからず影響を及ぼしている可能性が考えられます。

取 組	内 容	担当課
働く世代への情報提供	ホームページ等で相談窓口及び厚生労働省「ストレスセルフチェック」を紹介することで、問題の早期発見・対応が行えるよう推進します。	福祉課
職場における様々なハラスメント	職場における様々なハラスメントに関して市に相談があった場合は、法務局が設置する人権相談窓口を紹介するなど、法務局と連携し適切な対応を行います。	総務課
ワーク・ライフ・バランスの推進	「対馬市男女共同参画計画」の内容を踏まえ、父親・母親の仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進するとともに、SNS やCATV といった各種媒体を活用して、市民の意識高揚を図ります。	総務課

(2) 生活困窮者に向けた自殺対策の推進

本市の過去5年間（令和元年～令和5年）の自殺者23人のうち、無職者は10人で、自殺者全体の43.5%を占めています。

生活困窮者の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様かつ広範囲の問題が複合的に存在していることが多いとされており、経済的困窮に加えて地域からも孤立しがちであることから、自殺のリスクが高いことが考えられます。

様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクを抱えている人が少なくないとされていることから、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策を連携させる等、経済面や生活面における支援に心の健康の視点等を加えた包括的な支援の推進を図ります。

取 組	内 容	担当課
生活困窮者自立支援事業	【自立相談支援事業】 生活困窮者からの相談に応じて、必要な情報提供や助言を行うとともに、様々な支援を計画的に行います。 【住居確保給付金事業】 離職等により住居を喪失又は喪失の恐れのある方に対し、一定期間家賃を支給するとともに就労に向けた支援を行います。 【就労準備支援事業】 一般就労に向けた準備が整っていない生活困窮者又は生活保護受給者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。 【一時生活支援事業】 住居のない生活困窮者やDV被害者等に一時的に宿泊場所を提供します。 【家計改善支援事業】 生活困窮者を対象に家計に関する相談、債務や滞納解消に関する相談に応じ、家計管理の支援や貸付のあっせんを行います。 【子どもの学習・生活支援事業】 生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所づくり、学習の重要性について保護者の理解を促進しつつ、子どもの社会性・学力向上と子育て世代の負担軽減を図ります。	保護課
ひとり親家庭等生活支援事業	ひとり親家庭の生活支援のための講演会・研修会等を実施し、ひとり親家庭の生活の向上を図ります。	こども未来課
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るために、資金の貸付を行います。	こども未来課
市営住宅	生活に困窮している市民の住まいの確保に対する支援として、市営住宅の公募を随時行います。	管理課
納税相談	市税等が滞納となっている市民の相談に対応するなかで、生活困窮による自殺のリスクを感じた場合は、福祉関連部署に繋がります。	税務課

(3) 高齢者に向けた自殺対策の推進

本市の過去5年間（令和元年～令和5年）の自殺者23人を年齢別に見ると、60歳以上が14人で、自殺者全体の60.9%を占めています。

高齢者は、身体疾患の発症や悪化等に伴って介護や生活困窮等の問題を抱えたり、家族との死別や離別をきっかけに孤立・孤独に陥ったりする等、高齢者特有の問題により、自殺のリスクが高まる可能性が考えられています。また、これらの問題は高齢者本人のみならず、家族や地域も巻き込んだ問題として生じる場合もあります。

高齢者の自殺を防ぐためには、高齢者本人を対象とした取組だけでなく、高齢者を支える家族や介護者、地域住民等の支援者に対する支援を含めた取組が必要です。

既存の行政サービス、民間事業者サービス、民間団体による支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての高齢者の自殺対策の推進を図ります。

取 組	内 容	担当課
認知症カフェ設置等 助成事業	高齢者の通いの場である認知症カフェ等の改修費等を助成します。また、開設しているカフェの支援の継続や、未設置地区における開設のための働きかけを行います。	長寿介護課
高齢者移動費助成事業	高齢者の外出機会を拡大し、社会参加の促進を図ることを目的として、市内の公共交通機関の利用に対して、料金の一部を助成します。	長寿介護課
生きがいづくりの支援	高齢者の利用できる社会資源に関して、地域包括支援センターにおける情報収集及び情報提供を引き続き行い、高齢者の希望に応じた社会参加を推進します。	長寿介護課
地域活動に関する支援	老人クラブに対する助成を行うとともに、健康づくり・介護予防の活動を支援します。 また、老人クラブ以外の地域活動においても、より多くの高齢者が地域住民と交流し、地域に根ざした活動ができるよう、高齢者の地域活動への参加を促進します。	長寿介護課
シルバー人材センター (再掲)	高齢者が知識や経験を活かし、地域社会に貢献することで生きがいを得られるよう活動の場づくりを支援するとともに、新たな会員の確保に努めます。	長寿介護課
消費生活相談	高齢者を狙った悪質商法（住宅点検商法、催眠商法、架空・不当請求等）について、相談等の支援を行うとともに、広報誌等を活用して啓発を行います。	観光交流商工課

取 組	内 容	担当課
高齢者虐待防止ネットワーク	医師会、法律事務所、民生委員児童委員、介護支援専門員協会、警察などで構成される「対馬市権利擁護地域連携ネットワーク推進協議会」において、虐待の早期発見・早期対応ができるよう高齢者虐待防止について情報を共有するとともに、連携強化を図ります。 また、多種多様な事業所や機関等と協定を締結している対馬市見守りネットワークを活用した取組みを検討し、虐待の早期発見、早期対応の向上に努めます。	長寿介護課
対馬市見守りネットワーク (再掲)	高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活するため、事業活動を通じて、地域社会全体で高齢者等を見守る体制を確保します。	長寿介護課
認知症総合支援事業	【認知症ケアパス】 認知症の状態に応じた支援やサービスの流れを案内するパンフレットの作成・配布を行います。 【認知症サポーター養成講座】 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を支援する「認知症サポーター」の養成講座を実施します。 【認知症初期集中支援推進事業】 早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護などが受けられる初期の対応体制が構築されるよう、専門職で構成された「認知症初期集中支援チーム」を設置し、支援体制の充実を図ります。 【認知症地域支援推進員】 認知症の状態に応じ、必要な医療・介護及び生活支援を行う関係者が連携したネットワークを形成し、認知症の方への効果的な支援体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図るための取組を推進します。	長寿介護課
特定・後期高齢者健診事業 健康増進事業	健診・がん検診を実施し、結果に応じた指導・助言を実施し、病気の早期発見・予防や生活習慣の改善を支援します。	健康増進課 南地区保健センター

第5章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策のネットワークづくり

自殺対策を推進するためには、自殺対策を所管する担当課はもとより、庁内でも子育て関連や生活困窮、税務関係など市民の相談に応じる各部門が横断的に連携するほか、事業所や民生委員、医療機関、警察、学校など関係機関の連絡調整も必要です。

このような行政と地域による多分野連携の支援体制を充実し、対馬市における自殺対策の総合的な推進を図ります。

2 計画の進捗管理

庁内で組織する「対馬市いのち支える自殺対策推進本部」にて計画の進捗状況の検証・評価を行い、必要に応じた施策の改善、計画の見直し等を行います。

3 庁内の推進体制

対馬市福祉部福祉課を主担当部署とし、関係各課により横断的に自殺対策を推進します。

■関連機関等の事業

取 組 の 内 容	団 体 名
学校や保護施設におけるいじめ等の問題があるにもかかわらず、親の無関心により、親から協力を得られない子ども（20歳未満）に対する支援（子ども担当弁護士制度）を行います。	県弁護士会
学校の要望により、児童生徒向けのいじめ予防の出張事業を行い、児童生徒が抱える悩み事の解消に努めます。	県弁護士会
ホームページ等によるメンタルヘルスケアに関する情報提供を実施します。	長崎労働局
地域・職域連携推進協議会を開催、労働者のメンタルヘルスについて協議します。	対馬保健所
中小企業者を対象とした、経営上の問題・悩みについての法律相談を実施します。	県弁護士会
介護関係者に対する研修会等に協力して、メンタルヘルスや自殺問題に対する普及啓発を行います。	対馬保健所
県内自治体・団体職員、学校教職員に対するメンタルヘルス研修を実施します。	日本産業カウンセラー協会
地域や職場、学校などにおけるメンタルヘルス講習会へ講師を派遣します。	県精神科病院協会
医師会などとの連携による、かかりつけ医から精神科への早期受診体制を構築します。	県精神科病院協会
一般住民や業界団体を対象としたゲートキーパー養成講座を、必要に応じて市町と協力のうえ実施します。	対馬保健所
ホームページや広報誌により、自殺関連情報を提供します。特に若年層を対象にしたホームページの運営を行います。	長崎こども・女性・障害者支援センター
消費生活トラブルの相談窓口について、ホームページ、広報誌等による広報を行います。	消費生活センター
ホームページ等による自死遺族支援に関する情報提供を行います。	自死遺族支援ネットワーク Re
遺族向けリーフレット及び事後対応用のパンフレットを配布します。	長崎こども・女性・障害者支援センター 対馬保健所

（第4期長崎県自殺総合対策5カ年計画等より抜粋）

■相談窓口一覧

相 談 内 容	相 談 窓 口	電 話 番 号
こころの健康に関する相談	こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556
	よりそいホットライン	0120-279-338
	長崎いのちの電話	095-842-4343
	こころの電話	095-847-7867
	対馬保健所	0920-52-0116
	対馬市保健部健康増進課	0920-58-1116
	南地区保健センター	0920-53-6213
高齢者に関する相談	対馬市保健部長寿介護課	0920-58-1118
障害に関する相談	対馬市福祉部福祉課	0920-58-1119
	対馬市社会福祉協議会	0920-58-1432
こどもに関する相談	児童相談所全国共通ダイヤル	いち は や く 1 8 9
	長崎こども・女性・障がい者支援センター	095-846-5115
	対馬市福祉部こども未来課	0920-58-1117
	対馬市保健部健康増進課	0920-58-1116
	南地区保健センター	0920-53-6213
いじめ・不登校の相談	チャイルドライン	0120-99-7777
	子供ＳＯＳダイヤル	0120-0-78310
	対馬市教育委員会事務局学校教育課	0920-88-2001
ＤＶ・女性の被害などの相談	女性ほっとラインながさき	095-832-8484
	対馬市福祉部福祉課	0920-58-1119
生活保護に関する相談	対馬市福祉部保護課	0920-58-1414
消費生活のトラブル相談	消費者ホットライン	い や や 1 8 8
	対馬市消費生活相談所	0920-52-8322
経営相談	経営相談ホットライン	092-263-0300
	対馬市商工会	0920-52-0460
人権に関する相談	みんなの人権 110 番	0570-003-110
	対馬市総務部総務課	0920-53-6111

対馬市
第2期自殺対策計画

発行日：令和7年3月

発行：対馬市福祉事務所

〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位 380 番地

TEL：0920-58-1119 FAX：0920-58-2551